

## 新型コロナウイルス感染症に対する結核予防会の取り組み — 「緊急事態宣言」の解除にあたって—

結核予防会

理事長 工藤 翔二

5月25日、新型コロナウイルスに対する「緊急事態宣言」が全国的に解除されました。発出から50日間、長いトンネルを抜け出した思いがします。

この間、総裁秋篠宮皇嗣妃殿下は予防会の対応に思いを寄せられ、3月17日、宮家にご進講に伺い、秋篠宮皇嗣同妃両殿下にご説明しました。さらに、5月12日には、テレビ会議の形で、秋篠宮皇嗣同妃両殿下、眞子内親王殿下、佳子内親王殿下に、予防会及び複十字病院の状況をご報告しました。その際お願いした予防会と婦人会へのメッセージを総裁秋篠宮皇嗣妃殿下から賜りました（別掲）。

新型コロナウイルスは、人類が初めて遭遇した病原体です。飛沫感染だけでなく接触感染が重要なこと、付着したウイルスがしばらくの間生き残ること、無症状でも他に感染させ得ること、こうした知見から、「三密」を避けてクラスターの発生を防止することを軸に、社会活動の抑制によって爆発的拡大を抑え、今日を迎えました。予防会は流行拡大に伴って、2月21日以降「第71回結核予防全国大会（3月16日、17日、静岡市）」をはじめ、予定した10の全国規模のセミナーや催しの中止、延期を決めました。

総合健診推進センターはじめ、全国の支部では健診の中断を余儀なくされました。3月10日には本部・支部事業所の皆さんに「新型コロナウイルス感染への対応について」を発出。3月17日には全国支部のコロナ対応状況について情報の収集と共有を開始し、これまで14版を発信しています。4月20日には、厚生労働省の「保健所業務継続のための体制整備協力依頼」を全国支部に配信しました。5月14日、「緊急事態宣言」が39県で解除された日、予防会を含む健診8団体による「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」を公開しました。「緊急事態宣言」の解除に伴って、中断していた健診業務も再開されます。「密」を避けながら、安全・安心な健診・検診体制の構築を期待しています。

流行の世界的拡大によって、予防会の国際活動も大

きな制限を受けました。3月25日には、「外国に長期に滞在している職員の皆様へ『新型コロナウイルスの感染拡大に対する当会の対応について』」を発出しました。今、世界では1年に1,000万人が結核を発症し、150万人が命を奪われていますが、コロナの蔓延によって発見や治療が遅れ、結核死亡がさらに増加すると危惧されています。制限が解除された暁には、世界の結核対策の遅れを取り戻す必要があります。

予防会は、長年結核という感染症に立ち向かってきました。結核研究所が保健担当者に対して指導・教育を進めてきた接触者検診やクラスター分析は、今回のコロナ対策でも大きな力を発揮しました。また、胸部画像の診断や、陰圧室を使った結核治療、人工呼吸器や呼吸管理も、コロナの診断と治療に役立ちました。複十字病院ではこの間20名を超える入院患者を受け入れ、感染の危険を背負いながら治療に尽くしてきました。予防会では、4月7日「緊急事態宣言」発出に伴い、理事長を本部長とする「結核予防会新型コロナウイルス対策本部」を設置し、入院患者の状況、医療物資の充足状況、新山手病院、介護老人保健施設「保生の森」の感染対策等の情報交換と対策を話し合ってきました。

「緊急事態宣言」が全国的に解除され、これから段階的に解除のステップを踏んでゆくこととなりますが、次の第2波、第3波への備えをしなければなりません。国は、今後の対策に役立てる目的で、東京都、大阪府、宮城県の協力のもと、1万人規模の新型コロナウイルス抗体調査を実施しました。予防会では、結核研究所が調査の企画や結果の分析を担い、総合健診推進センター、大阪府結核予防会、宮城県結核予防会等が自治体と協力して検体採取と検査を実施します。住民の方々の理解と協力のもと、有意義な調査となるよう尽くしたいと思います。🍵